

20監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成20年1月31日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）
- (2) 財団法人福岡観光コンベンションビューロー（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会（工事監査）
- (4) 財団法人福岡市教育振興会（事務監査）
- (5) 財団法人福岡市学校給食公社（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 福岡競艇場従事員共済会（事務監査）

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）
- (2) 株式会社千代文化スポーツセンター（事務監査）
- (3) 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト（事務監査）
- (4) Camp Rising Sun in 今宿（事務監査）
- (5) 福岡市漁業協同組合（事務監査）
- (6) 社会福祉法人福岡市保育協会（事務監査）
- (7) 財団法人福岡観光コンベンションビューロー・株式会社西日本新聞イベントサービス共同事業体（事務監査）

第2 監査委員の除斥

監査委員 妹尾俊見は、平成17年6月22日から同19年5月1日まで、財団法人福岡観光コンベンションビューローの顧問の職にあったため、同法人に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区東公園 8 番 2 号
- イ 基本財産 1 億円 (平成19年 6 月30日現在)
- ウ 設立年月日 平成 6 年 7 月 1 日
- エ 設立の目的 福岡市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
- オ 事業内容
 - (ア) 各種スポーツの振興事業
 - (イ) 各種スポーツの情報の収集及び提供事業
 - (ウ) 各種スポーツに関する調査及び研究事業
 - (エ) 福岡市から委託を受けて行う各種スポーツの振興事業
 - (オ) 福岡市から指定を受けて行うスポーツ施設の管理運営事業
 - (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- カ 役員及び職員数 役員16人、職員132人(平成19年 7 月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、管理運営費等の助成として平成18年度に3億1,732万2,528円の補助金を交付するとともに、地域スポーツ振興事業等の委託を行い、その委託料総額は1億6,406万1,660円となっている。また、福岡市民体育館及び福岡市立地区体育施設の指定管理者であることから、平成18年度に17億1,824万4,761円の管理料を支出し、平成19年 7 月から福岡市ももち体育館の管理者に指定している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は30人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査)対象期間 平成16年12月から同19年10月まで
- 実施期間 平成19年 8 月29日から同年10月12日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人福岡観光コンベンションビューロー

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番 1 号
- イ 基本財産 7 億9,600万円(平成19年 6 月30日現在)
- ウ 設立年月日 昭和62年 9 月 1 日
- エ 設立の目的 福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション(国際・国内の各種会議、展示会等をいう。)の誘致等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- オ 事業内容
 - (ア) 観光客の誘致及び受入
 - (イ) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
 - (ウ) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝
 - (エ) 観光及びコンベンションの調査、企画及び開発
 - (オ) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
 - (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- カ 役員及び職員数 役員34人、職員23人(平成19年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち7億5,500万円(出捐率94.8%)を出捐している。

また、運営事業費の助成として平成18年度に1億3,923万6,093円の負担金及び、にぎわいプラザの事業費の助成として7,874万99円の補助金を交付するとともに、観光案内業務等の委託を行い、その委託料総額は、3,699万2,550円となっている。また、当該団体が株式会社西日本新聞イベントサービスと構成している共同事業体を博多町家ふるさと館の管理者に指定している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は10人、兼務は1人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年10月から同19年10月まで

実施期間 平成19年9月3日から同年10月4日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号

イ 基本財産 3,500万円(平成19年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和60年3月26日

エ 設立の目的 都市緑化の推進、公園等都市施設の整備・管理、森林資源の保護育成等を行うことにより、緑豊かな都市づくり、都市施設機能の増進、農林業の振興及び自然愛護思想の普及を図り、もって、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容

(ア) 都市緑化推進に関する事業

(イ) 都市緑化基金の造成、管理に関する事業

(ウ) 公園緑地及び都市緑化等に関する調査、研究及び普及啓発

(エ) 公園、駐車場、農林業振興に係る施設等の管理運営及び利用促進に関する事業

(オ) 森林の整備保全に関する事業

(カ) 都市施設等の建設及び経営に関する事業

(キ) その他目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員15人、職員121人(平成19年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、緑化事業費等の助成として平成18年度に5,988万4,043円の補助金を交付するとともに、公園緑地等の維持管理業務等の委託を行い、その委託料総額は23億7,596万4,312円となっている。また、東平尾公園等の指定管理者であることから、平成18年度に15億2,610万9,945円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は34人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(工事監査)対象期間 平成17年10月から同19年5月まで

実施期間 平成19年8月1日から同年10月26日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの

平成18年度「博多の森テニス競技場屋内コートトップライト取替整備工事」

(契約金額693万円)

本工事は福岡市建築局制定の積算の手引きを準用して工事費の積算を行って

いるが、それによれば、見積りの徴集は原則として3社以上とするとあるが、本工事の直接工事費の大部分を占める屋根葺替工事の見積り徴集については、1社により行われ、価格が決定されていた。

今後は積算基準等を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(東平尾公園管理事務所)

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「箱崎ふ頭2号緑地外9公園照明灯整備工事」

(契約金額884万1,000円)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、または許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければならないとなっているが、本工事において発生したコンクリート殻を収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させていた。収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させるべきでなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(公園・街路樹維持課)

4 財団法人福岡市教育振興会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番1号

イ 基本財産 6,118万円(平成19年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和34年7月27日

エ 設立の目的 福岡市の教育の振興発展を図るため、主として幼児、児童及び生徒に係る教育的援助ならびに福祉厚生を行うことを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 幼児、児童及び生徒に係る奨学に関すること。

(イ) 幼児、児童及び生徒に係る福祉厚生に関すること。

(ウ) 前2号の事業を推進するために有効と認められる事業の援助に関すること。

(エ) その他目的を達成するために必要な事項

カ 役員及び職員数 役員20人、職員2人(平成19年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,885万円378円(出捐率47.2%)を出捐している。また、運営事業費の助成として平成18年度に4,029万4,334円の補助金を交付するとともに、奨学金貸与の資金として31億1,872万6,000円の貸付を行っている。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は7人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年10月から同19年9月まで

実施期間 平成19年8月28日から同年9月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

奨学金貸与事業のあり方について検討を求めるもの

奨学金貸与事業は財団法人福岡市教育振興会の主要事業であるが、奨学金の原資については、十分な自主財源がなく、自己資金を確保する手段も講じられていないため、福岡市からの短期借入金により運用されている。

年度当初に福岡市から資金を借り受け、年度末に福岡市への返済資金を確保するため、金融機関から一時的に資金を借り入れ、福岡市に返済することを繰り返している。平成18年度決算において、福岡市からの借入金は31億1,872万6,000円、金融機関からの借入金は30億1,104万4,754円となっており、双方の借入額

は毎年増加している。平成 19 年度においては、福岡市からの借入金は 36 億 3,030 万円を見込んでおり、奨学金貸与事業の規模は拡大傾向にある。一方で奨学生からの返還金滞納額も年々増加傾向にあり、平成 18 年度末で 5 億 1,613 万 1,807 円となっている。

奨学金貸与事業のあり方について、具体的な対策を検討されたい。

5 財団法人福岡市学校給食公社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区那の津四丁目 2 番 5 号

イ 基本財産 1,000万円（平成19年 6月30日現在）

ウ 設立年月日 昭和48年 2月28日

エ 設立の目的 学校給食の円滑な実施と運営を図り、もって児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに地域社会の食生活改善に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 学校給食に要する物資の調達及び配給に関すること。

(イ) 福岡市の委託を受けて行う中学校及び特別支援学校給食の調理及び配送に関すること。

(ウ) 学校給食実施上必要な講習会、研究会等の開催に関すること。

(エ) 福岡市学校給食会館の管理、運営に関すること。

(オ) その他目的達成のため必要なこと。

カ 役員及び職員数 役員20人、職員132人(平成19年 7月 1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち500万円（出捐率50%）を出捐している。また、給食物資購入資金として平成18年度に8,000万円の貸付を行うとともに、福岡市立学校の学校給食運営業務の一部委託を行い、その委託料総額は15億2,721万9,648円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は3人、兼務は4人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年 9月 から同19年 9月 まで

実施期間 平成19年 8月28日から同年 9月25日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

中学校給食物資代金未払金の対応について注意を求めるもの

学校給食の運営については、「福岡市立学校学校給食管理規程」において、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指導監督して行うこととし、財団法人福岡市学校給食公社は福岡市と「福岡市立学校の学校給食運営業務の一部委託契約」を締結して、給食物資については同公社が購入し、校長が生徒の保護者から徴収する給食費をもとに、給食物資代金を同公社に支払うこととしている。しかしながら、中学校における校長から同公社への給食物資代金未払金は多額となっており、中には、生徒の保護者から未納となっている給食費が全額納付されても、同公社へ給食物資代金が完済できない中学校もある。これは、一つには同教育委員会の指導もあり、生徒の保護者から校長への給食費未納金について、平成18年度から不納欠損の運用を改め、卒業後5年を経過したものについては、原則として全てを不納欠損の対象とすることとしながら、一方で中学校長から同公社への給食物資代金未払金については、何ら措置が講じられていないためである。

食材納入業者への支払債務は同公社にあることから、今後の対応について、関係機関と協議されたい。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 福岡競艇場従事員共済会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和41年9月4日

イ 設立の目的 福岡競艇場従事員の福利厚生並びに互助融和を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 共済給付に関すること。
(イ) 福利厚生、文化体育に関すること。
(ウ) その他、会の目的達成に関すること。

エ 役員及び職員数 役員15人、職員2人(平成19年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡競艇場従事員共済会事業の助成として平成18年度に3億2,456万8,197円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は10人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年10月から同19年10月まで

実施期間 平成19年10月2日

(4) 監査の結果

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

災害見舞金の給付にかかる事務処理について注意を求めるもの

福岡競艇場従事員共済会規約に定める給付において、災害見舞金の給付を行う場合は、同規約等に定める罹災証明書の提出を求め、証明内容を確認のうえ給付を行わなければならない。しかしながら、平成17年度において、証明内容が、規約に定める支給要件(「住宅の2分の1以上の損害」等)に該当しないにもかかわらず、給付を行っている不適切な事例が見受けられた。

災害見舞金の給付に当たっては、今後、罹災証明書の内容確認を適正に行い、適切に事務処理されたい。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市スポーツ振興事業団(出資団体)

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区東公園8番2号

(2) 監査に係る公の施設

名称	所在地	指定期間	所管局
福岡市民体育館	福岡市博多区東公園	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	市民局
福岡市立地区体育施設	福岡市南区塩原二丁目外	同上	同上

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において17億1,824万4,761円となっている。

- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
 (事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年10月まで
 実施期間 平成19年8月29日から同年10月12日まで
 なお、平成16年12月から同18年3月までの間における公の施設の管理受託団体監査も併せて実施した。
- (5) 監査の結果
 監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社千代文化スポーツセンター

- (1) 主たる事務所の所在地
 福岡市博多区千代一丁目15番30号

- (2) 監査に係る公の施設

名 称	所 在 地	指定期間	所管局
福岡市千代音楽・演劇練習場	福岡市博多区千代一丁目	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	市民局

- (3) 福岡市からの管理料
 上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において9,614万8,715円となっている。

- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
 (事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年9月まで
 実施期間 平成19年9月21日

- (5) 監査の結果
 監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト

- (1) 主たる事務所の所在地
 福岡市博多区新和町二丁目2番5-501号

- (2) 監査に係る公の施設

名 称	所 在 地	指定期間	所管局
福岡市 園音楽・演劇練習場	福岡市博多区園町	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	市民局

- (3) 福岡市からの管理料
 上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において3,464万7,185円となっている。

- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
 (事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年9月まで
 実施期間 平成19年9月18日から同年9月19日まで

- (5) 監査の結果
 監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 Camp Rising Sun in 今宿

- (1) 主たる事務所の所在地
 代表者 福岡市博多区東公園8番2号
 特定非営利活動法人福岡市レクリエーション協会
 福岡市博多区千代一丁目17番1号
 西部瓦斯株式会社

- (2) 監査に係る公の施設

名 称	所 在 地	指定期間	所管局
-----	-------	------	-----

福岡市立今宿野外 活動センター	福岡市西区 今宿上ノ原	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	市民局
--------------------	----------------	-----------------------------	-----

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において4,600万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年10月まで

実施期間 平成19年10月2日から同年10月3日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 福岡市漁業協同組合

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区港三丁目1番75号

(2) 管理に係る公の施設

名 称	所 在 地	指定期間	所管局
福岡市立小呂保育所	福岡市西区 大字小呂島	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	こども 未来局

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において1,135万5,280円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年10月まで

実施期間 平成19年10月4日から同年10月5日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

公の施設の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

公の施設の管理運営業務については、本市との協定に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度の福岡市立小呂保育所管理運営業務において、実施協定書で定める業務報告が適正になされておらず、不適切な会計経理事務も見受けられた。

公の施設の管理運営業務に当たっては、報告内容や会計処理の結果が管理料にも影響するため、本市との協定や指定管理者が自ら定める経理規程等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

ア 平成18年度の実施協定書で定める業務報告が適正になされていなかった。

(ア) 協定で定める閉所日に開所していたにもかかわらず、本市に報告していなかった。

(イ) 本市に提出した事業報告書(年間行事)において、記載内容が実績と相違しているものが多数あった。

イ 会計年度を越えて支出しているものや支出額の算定を誤っているものなど、不適切な会計経理事務を行っていた。

6 社会福祉法人福岡市保育協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区今泉一丁目19番22号

(2) 管理に係る公の施設

名 称	所 在 地	指定期間	所管局
福岡市立中央児童 会館	福岡市中央区 今泉一丁目	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	こども 未来局

- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において4,803万2,884円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年9月まで
実施期間 平成19年9月27日から同年9月28日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 7 財団法人福岡観光コンベンションビューロー・株式会社西日本新聞イベントサービス共同事業体

- (1) 主たる事務所の所在地
代表者 福岡市中央区天神一丁目10番1号
財団法人福岡観光コンベンションビューロー
福岡市中央区天神一丁目4番1号
株式会社西日本新聞イベントサービス

(2) 監査に係る公の施設

名称	所在地	指定期間	所管局
博多町家 ふるさと館	福岡市博多区 冷泉町	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	経済振興局

- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において5,059万4,000円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同19年10月まで
実施期間 平成19年10月5日
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会 抽出工事一覧表

工事名	契約金額	工期
桧原運動公園他1公園テニスコート改修工事	14,490,000円	平成17年12月9日から 平成18年3月15日まで
海の中道公園線外植栽工事	23,100,000円	平成19年2月2日から 平成19年3月15日まで
東平尾公園大谷広場法面舗装工事	8,767,500円	平成18年12月1日から 平成19年3月15日まで
花畑園芸公園東側法面崩壊防止工事	当初 4,704,000円 変更 4,511,850円	平成17年12月9日から 平成18年3月8日まで
博多の森球技場消火管改修工事	当初 9,618,000円 変更 10,213,350円	平成17年10月28日から 平成18年3月15日まで
外 3件省略		